第1回世田谷区農業委員会総会

日:令和5年8月31日(木)

場所:世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

第1回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時:令和5年8月31日(木)午後3時から

開催場所:世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員:会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、清水希悦、高橋哲也、苅部

嘉也、井出孝行、細井誠一、長島丈、吉村喜代隆、後藤宏、池田鏡一、植松

智、森安一、本橋延隆、髙橋拓司、矢藤茂、髙橋弘行、羽田圭二、真鍋よし

ゆき、阿久津皇

欠席の委員:髙橋光正

出席の職員:事務長 黒岩さや香、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋

会議次第

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について

【該当なし】

- (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について

【該当なし】

- ・農地法第5条について
- (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
- 5. 協議事項
 - (1) 令和5年10月の総会日程(案)について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (3) 一般社団法人東京都農業会議『第63回企業的農業経営顕彰』 候補者の推薦について
- 6. 報告事項
 - (1) 内田農業振興会『第57回農業功労者表彰』候補者の推薦について
 - (2) 令和5年度農地管理推進月間について
 - (3) ふれあい農園「リンゴのもぎとり」の開催について
- 7. その他
- 8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、ただいまより第1回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

本日、第1回ということで、これからよろしくお願いいたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1、第3号議案の資料がNo.2、No.3、No.4となります。協議事項の資料といたしましてはNo.5、No.6、No.7、報告事項の資料はNo.8、No.9となっております。また、当日配付資料といたしまして、東京都農業会議情報第395号と、農業経営の法人化と農地の貸借・雇用の活用研究会の案内チラシ、収入保険制度周知に関するチラシ、区内地区農業委員研修会の開催通知、資料No.7-2、推薦書をお配りしております。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。 宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日、髙橋光正委員が欠席されていますが、過半数の 出席がございますので、総会が成立することをご報告させていただきます。

次に、本日の署名委員ですが、清水希悦委員、高橋哲也委員にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。

それでは、次第の4、議案の審議について、

初めに、(1)の第1号議案でございますが、今月は第1号議案は審議はございません。しかし、本日は最初の総会になりますので、第1号議案とはどういうものかを、また、総会の次第の流れについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から議案の内容等につきまして簡単に説明をさせていただきます。

まず、総会の次第につきましては、大きく分けまして議案の審議、協議事項、報告事項 の3つの柱で構成されています。次第の4、5、6がそれぞれこれに該当いたします。

次第の4、議案の審議には、第1号議案、第2号議案、第3号議案がございます。第1 号議案では、農地法に基づく許可に係る議案を扱います。第2号議案は、市街化区域内農 地転用の届出に係る事務処理規程に基づく議案を取り扱います。また、第3号議案では、 租税特別措置法や生産緑地法に基づく証明書の交付に係る議案、その他、第1号、第2号 以外の議案を扱うものとしております。 2つ目の柱の次第5の協議事項では、議案の審議以外の案件で、委員の皆様の同意が必要な事項を取り扱わせていただきます。一例といたしましては、総会の日程や各種推薦者等の決定がこれに該当いたします。

3つ目の次第6の報告事項に関しましては、必要に応じて農地や農業に関する事項を報告させていただきます。各種情報提供やお知らせ等がございます。

簡単ではございますが、総会における議事進行についての説明は以上となります。

それでは、ここから議案の審議に入っていただければと思います。会長、お願いいたします。

- ○宍戸会長 それでは、次第の4、議案の審議に入ります。
 - (2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、事務局からの報告のみとなります。 転用届出等の内訳ですが、農地法第4条に関する議案については今月は扱いがなく、第 5条に関する議案が2件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは始めに、第4条、第5条について説明をさせていただきます。まず、 農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものに転用する場合で所有者の変更を伴うときには第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府 県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出については、会長の専 決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、お手元の資料No.1-1をご覧下さい。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-16。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続けます。資料No. 1-2をご覧下さい。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-17。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで しょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案の報告を終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている 旨の証明願についてが10件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが1件ございます。 それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。事務局、 よろしくお願いいたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別 措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、 特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、お手元の資料No.2をご覧下さい。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- 宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。
- ○吉村委員 (委員より、調査内容について報告) 以上でございます。
- ○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について説明いたします。 農業を営んでいた被相続人から農地等を相続等により取得し、農業を営む場合には、農業 相続人が農業を継続して行っている場合に限り、相続税の納税猶予の申請を行うことで一 定の相続税額の納税が猶予されますが、その証明のために3年に1度、税務署に提出が必 要となる証明となります。

お手元の資料No.3-1をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明 願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)以上でございます。
- ○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No. 3-2をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている 旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○ 宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.3-3をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている 旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○事務局 調査されました髙橋光正委員が欠席されているため、髙橋光正委員よりお預かりしている報告書を代読いたします。

(事務局より、調査内容について報告)

以上が髙橋光正委員の報告文でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(替成者举手)

○ 宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-4をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明 願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○森委員 (委員より、調査内容について報告) 以上でございます。
- ○ 穴戸会長 ありがとうございました。
 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。
- ○真鍋委員 これまでこの証明願は、引き続き農業委員をやっているものですから、いろいろ見ているんですけれども、備考欄で実測面積についてというのはあまり見たためしがないので、よく縄延びとか聞くんですけれども、これはあえて載せている何か理由があるんですか。
- ○事務局 あえて書かせていただいておりますのは、提出書類の中にも税務署からの資料 もついてございますけれども、税務署での実測面積ということで1046.13㎡という記述がご ざいましたので、あえて備考としてお知らせをさせていただいている次第です。
- ○植松委員 縄延びなのかね。
- ○事務局 恐らく縄延びという理解でよろしいかと思います。
- ○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-5をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をよろしくお

願いいたします。

○井出委員 (委員より、調査内容について報告)以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○ 宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-6をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

- ○矢藤委員 (委員より、調査内容について報告) 以上です。
- ○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

次に、7件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-7をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明

願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○事務局 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をよろしくお 願いいたします。
- ○吉村委員 (委員より、調査内容について報告) 以上です。
- ○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○ 宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、8件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-8をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明 願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○吉村委員 (委員より、調査内容について報告) 以上でございます。
- ○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

続きまして、9件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-9をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明 願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○髙橋(拓)委員 (委員より、調査内容について報告)以上でございます。
- ○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○ 宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

(農業委員会の委員の自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項のため、一名 退席後、進行)

○事務局 お手元の資料No.3-10をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

(髙橋光正委員欠席のため、事務局より、調査内容について報告)

以上が髙橋光正委員の報告文となります。

(進行者より、質問、意見について確認を行った後、採決を行い、全員の挙手により、証明書を発行することとなる)

○宍戸会長 以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わり

ます。

続きまして、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。事務局から 説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4についてでございます。区が宅地化農地、生産緑地を区民農園として 土地所有者から新規または継続してお借りする際の根拠となる法律が特定農地貸付法で す。今回は、区民農園1園を新規開設するために借り受ける案件につきましてご審議をお 願いいたします。

特定農地貸付法は、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を 市民農園として都市住民等に短期間貸し付けることができるよう農地法の特例を定めた法 律で、平成元年に成立しております。

区民農園は、令和5年4月現在、21園、925区画で運営をしております。1区画15㎡で、利用料金は1か月1区画当たり960円となっております。

それでは、資料No.4を改めてご覧下さい。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請 について。

(事務局より、申請内容、調査内容について説明)

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認させていた だきます。

これをもちまして第3号議案の審議は終了いたします。

続きまして、次第の5、協議事項に移ります。

(1)の令和5年10月の総会日程(案)についてを審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.5、令和5年10月の総会日程(案)についてをご覧下さい。 次回の総会開催日時につきましては、9月28日木曜日午後4時から、会場は三軒茶屋分 庁舎5階オリオンでの開催が決定しております。

令和5年10月の開催日時につきましては、10月31日火曜日午後3時から、会場はこちら、 区役所第2庁舎第5委員会室での開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○ 宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで しょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 総会日程(案)については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおりに決定いたします。

続きまして、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6-1をご覧下さい。生産緑地の取得のあっせん依頼 について。

こちらは、先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様に ご審議をいただき、証明書を発行した案件でございます。7月4日付で買取り申出を受理 し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出たところ で、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

- ○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで しょうか。
- ○池田委員 これは農地としての買取りですね。
- ○事務局 農地としての買取りということでございます。
- ○池田委員 その後、宅地化になるかはまた別問題ですか。
- ○事務局 農業者の皆様に購入される方がいなかった場合、その後、3か月を経過した後、 この制限が解除されまして、そこで所有者が次の判断をされるという形になります。
- ○池田委員 分かりました。
- ○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおりと決定いたします。

- ○事務局 ごめんなさい。もう一件、No.6-2がございました。
- ○宍戸会長 すみません。先程の生産緑地の取得のあっせん依頼について、もう一つございましたので、No.6-2の説明をよろしくお願いいたします。
- ○事務局 まとめて説明をしてしまったのですけれども、No.6-1、No.6-2につきましては、両方とも先月の総会の方で審議をいただいたものでございますので、内容に関しては同じでございます。

以上でございます。

○ 宍戸会長 では、改めて、質問がありましたらよろしくお願いいたします。よろしいで しょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、案のとおりと決定いたします。

続きまして、(3)の一般社団法人東京都農業会議『第63回企業的農業経営顕彰』候補者の 推薦についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7及び本日配付させていただきましたNo.7-2、この 2 枚をご覧下さい。一般社団法人東京都農業会議『第63回企業的農業経営顕彰』候補者の 推薦についてご説明申し上げます。

まず、本件の概要について説明をさせていただきます。農業委員会の東京都組織であります一般社団法人東京都農業会議において、新しい東京農業を築く取組を推進する中で、地域に即応した生活環境を整備し、近代的な技術を基に、創意工夫とたゆまぬ努力によって企業的経営を確立している先進経営者を顕彰することにより、経営発展を目指す農業者の具体的な目標とすることにより、東京農業の発展に資することを目的として、東京都農業会議にてこの事業を設けているところです。各JAに推薦をいただいた候補者について、最終的に農業委員会が推薦するものでございます。

推薦基準といたしましては、過去7年以上、都内農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の者であること、また、年間農業収入が概ね500万円以上で、かつ、農業部門で利益が生じていること等が要件として挙げられます。

なお、今回推薦のあった候補者につきましては、本日の総会で承認をいただき、今後の 書類選考、現地調査、審査会を経て受賞者として決定され、来年2月15日に実施される東 京都農業委員会・農業者大会にて表彰される予定でございます。 今回、各JAにご協力いただく中で、JA東京中央千歳地区管内から○○さんを、JA世田谷目黒からは○○さんをご推薦いただいているところでございます。推薦内容につきましては、別紙にてそれぞれご確認をいただければと思います。

事務局からは以上となります。

(「なし」の声あり)

○ 宍戸会長 ご質問がないようですので、一般社団法人東京都農業会議『第63回企業的農業経営顕彰』については、推薦のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、推薦のとおりに決定いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

- (1)から(3)について、事務局から説明をお願いいたします。
- ○事務局 報告事項の1つ目は、内田農業振興会からの『第57回農業功労者表彰』候補者 の推薦についてとなります。

こちらにつきましては、一般社団法人内田農業振興会から各 J A宛てに推薦依頼がなされたものであり、最終的に J A及び農業委員会会長の連名で推薦するものでございます。

推薦基準につきましては2つございまして、1つ目が農業の発展または振興に功労のあった方、2つ目が農業後継者の育成に功労のあった方というように規定されております。

今年度は、JA世田谷目黒様、JA東京中央様ともに推薦候補はなしとのご報告をいただいております。

続きまして、令和5年度農地管理推進月間についてでございます。資料No.8をご覧下さい。昨年同様、9月1日から10月20日の期間、こちらにつきましては、皆様にご協力をお願いする世田谷区の農地パトロールの実施要領となります。調査の詳細につきましては、この会閉会後、担当者よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(3)の資料No.9、ふれあい農園「リンゴもぎとり」の開催についてでございます。こちらの周知につきましては、9月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

事務局からの報告については以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで

しょうか。

(「なし」の声あり)

- ○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 次第7、その他についてですが、何かございますでしょうか。
- ○事務局 事務局から2点、ご連絡がございます。

1点目につきましては、先程もお話しいたしましたが、総会閉会後に農地パトロールの 説明を行いますので、公募委員と区議会議員以外の委員の皆様、ご参加をお願いいたしま す。

2点目は、本日配付いたしました区内地区農業委員研修会についてのご連絡でございます。こちらは全委員の皆様が対象となっており、足立区役所内庁舎ホールにて開催をいたします。

つきましては、事務局にて出欠を取りまとめて、東京都農業会議に9月4日月曜日に報告をいたします。この研修会について、欠席をされる委員がおられましたら、9月4日までに農業委員会の担当宛てにご連絡をお願いいたします。

また、この研修会の際に、先日の特別総会の際に配付いたしました農業委員会手帳に附属している身分証明書の回収をいたしますので、ご持参をお願いいたします。なお、身分証明書の用紙は薄緑色で厚紙のものとなっております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○宍戸会長 ほかには何かございますでしょうか。
- ○本橋委員 今の緑色の身分証明書なんですけれども、ただ緑のものが入っているだけで、 写真もなければ何にも書かれていないんですが、それはどうなんでしょうか。
- ○事務局 そちらを作成するために1度回収させていただいて、写真はこちらで準備をしておりますので、写真の添付と記載をさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。
- ○本橋委員 それは今日ということですか。
- ○事務局 もし今日あれば本日回収しますし、次回の研修の際に頂ければと思っております。
- ○事務局 この間の特別総会のときに個別に撮らせていただいた写真を使って、お渡ししている手帳に貼り込んでいくというようなことで、一旦の回収ということになります。
- ○宍戸会長 ほかにございますか。

○井出委員 資料をたくさん頂いて、相当たまってくるんですけれども、この保護というか、どういうふうにこれを扱ったらよろしいんでしょうか。年数とか、あと、処分の方法です。かなり個人情報がいっぱいだと思うんですけれども。

○事務局 おっしゃるとおり、皆様のお手元に総会ごとにこうした資料がたまっていくと思います。今お話しいただいたように個人情報がかなり入っておりますので、ご処分される際には裁断機とか、個人情報の部分を読めないような形でご処分いただくのが1つでございます。あとは、3年間の委員会活動を通じまして捨てずに取っておられる方も中にはいらっしゃって、そういう方に関しましては、事務局の方にお持ちいただいた場合、個人情報として区の方で責任を持って処分するということもございます。いずれにしても個人情報でございます。皆さんもご承知のとおり、紛失等にもお気をつけいただきながら、適宜、もし不要であれば、そういった形でご処分をいただければと思います。

以上です。

- ○井出委員 最低3年間は持っていた方がいいということですか。
- ○事務局 それは必ずしもではないので、適宜、処分できる状況であれば処分いただいて 構いません。
- ○宍戸会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○ 宍戸会長 ほかにないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。 ありが とうございました。

それでは、浦野美枝子職務代理より閉会の挨拶をよろしくお願いいたします。

○浦野会長職務代理者

(職務代理者より挨拶)

この議事録は、令和5年8月31日(木)開催の第1回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会 会長 宍戸幸男